



平成24年度（第2回）

住みたい佐賀の家づくり促進事業

○県産木材を利用した住宅

県産木材を使うと 最高50万円

- 地元施工業者の活性化をはかるため、県内に本店を有する施工業者の施工した住宅を対象とします。
- 県産木材の活用の促進、木造住宅の普及のため、補助対象住宅の写真を県庁ホームページに掲載させていただく場合があります。



詳細は佐賀県ホームページ

<http://www.pref.saga.lg.jp/web/sumitaiie.html>

(ナビゲーション)

佐賀県庁ホームページ>暮らしと教育>住まい・建物>住まいづくりに関する取組み（助成制度（住みたい佐賀の家づくり促進事業など）や講習会のご案内など）>平成24年度 第2回募集 住みたい佐賀の家づくり促進事業(最大50万円の助成対象者募集)

1. 応募できる方の要件 (次の①～⑤のすべてを満たす方)

- ① 住宅を新築・購入するために指定金融機関等から住宅ローンの借入れをされる方で、住宅ローンの契約を未だ締結されていない方
※ 住宅ローンの契約前に補助金交付の決定を受けてください。
- ② 平成25年3月末までに住宅の工事を完了させ、かつ住宅ローン契約の締結までを完了することができる方
- ③ 前年の所得が次の所得以下である方
 - ・ 給与所得のみの場合 収入金額 1,442 万円
 - ・ 給与所得以外の所得を含む場合 所得金額 1,200 万円
- ④ 自らが県内に居住するために住宅を新築・購入される方で工事場所等が決まっている方
- ⑤ 県税及び個人住民税（市町民税・県民税）の滞納のない方で、暴力団員又はその関係者に該当しない方

2. 募集概要

<新築・購入>

- ① 募集期間 平成24年8月23日（木）～平成24年9月13日（木）
※ 申込者が募集戸数を上回る場合は抽選を行います。
抽選日 平成24年9月27日（木曜日）午後 予定
- ② 募集戸数 38戸

3. 補助の内容

- ① 補助の対象となる貸付資金
指定金融機関等から住宅の建設のために貸付を受けた資金。ただし、当初適用金利（信用保証会社への保証料として金利上乗せがある場合は、上乗せ分を除く金利）が1%以下のものは対象となりません。
- ② 補助対象額
「貸付資金」の額に、「当初適用金利（－保証料上乗せ分）－1%」（※1）を乗じ、さらに「5年を限度とした返済年数」（※2）を乗じて得た額です。
ただし、50万円を上限とします。
※1：「当初適用金利（－保証料上乗せ分）－1%」が1%以上の場合は「1%」を上限とし、1%未満の場合は、その利率とする。
※2：返済期間が5年以上の場合は「5年」を上限とし、5年未満の場合は、その満年数とする

4. 募集要領の配布、お問い合わせ先

応募要領は、下記の窓口で配布しているほか、県のホームページからもダウンロードできます。

関係機関名	郵便番号	住所	電話番号	管轄地区
佐賀土木事務所 建築課	840-0854	佐賀市八戸 2-2-67	0952-24-4369	佐賀市、小城市、多久市
神埼土木事務所 管理課	842-0007	神埼市神埼町鶴 3542	0952-52-7660	神埼市、神埼郡
鳥栖土木事務所 建築課	841-0051	鳥栖市元町 1234-1	0942-83-4398	鳥栖市、三養基郡
唐津土木事務所 建築課	847-0861	唐津市二夕子 3-1-5	0955-73-2865	唐津市、東松浦郡
伊万里土木事務所 建築課	848-0041	伊万里市新天町 122-4	0955-23-4721	伊万里市、西松浦郡
武雄土木事務所 管理課	843-0023	武雄市武雄町昭和 265	0954-22-4185	武雄市、杵島郡
鹿島土木事務所 管理課	849-1311	鹿島市高津原 3400	0954-63-3221	鹿島市、嬉野市、藤津郡
県土づくり本部 建築住宅課	840-8570	佐賀市城内 1-1-59	0952-25-7165	県内全域